

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市手数料徴収条例の一部改正
 (市民課) 4

—— 規 則 ——

○亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正
 (保険医療課) 4

○議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正
 (人事課) 5

○亀岡市事務分掌規則の一部改正
 (市民課) 8

○亀岡市公印規則の一部改正 (市民課) 8

—— 告 示 ——

○亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正
 (健康増進課) 9

○亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正
 (地域福祉課) 9

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 9

○公示送達 (税務課) 10

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 10

○認証業務関連事務を行わせる旨の告示
 (市民課) 10

○公示送達 (税務課) 11

○市道路線の認定に関する告示
 (土木管理課) 11

○市道路線の区域に関する告示
 (土木管理課) 13

○市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 14

○市道路線の廃止に関する告示
 (土木管理課) 15

○公示送達 (税務課) 16

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 17

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 17

○一般廃棄物収集運搬業の廃止
 (環境クリーン推進課) 18

○一般廃棄物収集運搬業の許可
 (環境クリーン推進課) 18

○公示送達 (税務課) 19

○公示送達 (保険医療課) 19

○市道路線の区域変更に関する告示
 (土木管理課) 20

○市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 21

○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 22

—— 訓 令 ——

○亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部改正
 (障害福祉課) 23

—— 公 告 ——

○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧
 (農林振興課) 32

○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	33	○亀岡市長選挙における選挙長及び同職務代理者	42
○農用地利用集積計画の縦覧 （農林振興課）	36	○亀岡市長選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所	42
○南丹都市計画地区計画案の縦覧 （都市計画課）	36	○亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額	42
○南丹都市計画地区計画案の縦覧 （都市計画課）	37	○亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色	43
○南丹都市計画地区計画案の縦覧 （都市計画課）	37	○亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式	43
—— 任免及び辞令 ——		○亀岡市長選挙における期日前投票所	44
教育委員会欄		○亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者	44
—— 教育長訓令 ——		○亀岡市長選挙における各投票区の投票所	45
○亀岡市学校給食調理・配送等業務委託事業者選定委員会設置要綱	39	○亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者	46
選挙管理委員会欄		○亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時	47
—— 告 示 ——		○亀岡市長選挙における開票事務	47
○亀岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所	40	○亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限	47
○亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表	40	○亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	47
○選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所	41	○亀岡市長選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	48
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	41	○亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	48
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	41	○亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色	48
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	41	○亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印	48
○亀岡市長選挙の期日	42		

○亀岡市長選挙における投票管理者の変更 49

○亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行わない旨の告示 49

上下水道部欄

—— 規 程 ——

○亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 50

市立病院欄

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果 52

公布された条例のあらまし

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、交付される個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定めることとした。
- 2 番号法の施行に伴い、平成27年12月31日をもって住民基本台帳カードの新規交付が終了するため、当該交付手数料の規定を削除することとした。
- 3 この条例中個人番号の通知カードの再交付手数料に係る規定は、平成27年10月5日から、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの交付手数料に係る規定は、平成28年1月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成27年10月3日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第28号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改
正する条例

第1条 亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀
岡市条例第6号）の一部を次のように改正す
る。

第2条第1項中第33号を第34号とし、
第27号から第32号までを1号ずつ繰り下
げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 個人番号の通知カードの再交付手数料
1件につき 500円

第2条 亀岡市手数料徴収条例の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1項中第26号を削り、第27号
を第26号とし、同号の次に次の1号を加え
る。

(27) 個人番号カードの再交付手数料 1件
につき 800円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月
5日から、第2条の規定は平成28年1月1日
から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

平成27年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53
年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改
正する。

目次中「第25条・第26条」を「第25条
－第29条」に、「第27条」を「第30条」
に改める。

第17条の2を削る。

第18条の2中「規則第27条の27」を
「第27条の27」に改める。

第29条を第30条とし、第28条の次に次
の1条を加える。

（普通徴収に係る保険料の納付方法）

第29条 法第76条の3第1項の規定による
普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の
方法による。ただし、口座振替の方法による
ことができないときは、納付書による納付そ
他の方法による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第32号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第24条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第4号様式中

「

9 休業補償請求金額	円
------------	---

」

を

「

9 休業補償請求金額	円
10 厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/> . . . 被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。

」

に、

「

※
10
医師
の
証明

を

「

※
11
医師
の
証明

に、

」

」

「11」を「12」に、「12」を「13」に、

「3 「10 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償申請書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。」

を

「3 「10 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは「□の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

4 「11 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償申請書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。」

に、「4 「」を「5 「」に、「5 この」を「6 この」に、「事由によつて」を「事由によつて」に、「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に改め、「添付すること。」の次に「また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」を加える。

別記第4号様式の2中

「2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によつて、他の法令の規定に基づく年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月日、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。」

を

「2 「7 厚生年金保険法等の適用関係の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」

に改める。

別記第5号様式中

「4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によつて、他の法令の規定に基づく年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。」

を

「4 「10 厚生年金保険法等の適用関係の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」

に改める。

別記第7号様式中

「2 「1死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「□ の被保険者であつた」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて、他の法令の規定に基づく年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る年金の支給決定後に他の法令の規定に基づく年金の給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」

を

「2 「1死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の欄には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者であつた。」の□にレ印を記入するとともにその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。」

に、「(1)及び(3)」を「(1)、(3)及び(7)」に改める。

別記第13号様式から別記第14号様式までの規定中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の5の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第33号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3環境市民部の部市民課の項中「さくらカード及びつつじカードの交付に関すること。」を「さくらカード及びつつじカードの交付に関すること。個人番号の指定及び通知等並びに個人番号カードの交付等に関すること。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第34号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「住民基本台帳カード裏面追記記載事項並びに特別永住者証明書及び在留カード裏面住居地記載欄記載事項用」を

「個人番号の通知カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書及び在留カード記載事項用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第190号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表中 「

3,352円
4,352円

」 を

「

3,392円
4,892円

」 に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年亀岡市告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

別記1(2)ウ中「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「第7条第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1403-32002

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年10月1日

「揭示済」

亀岡市告示第193号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
 - 固定資産現所有者認定通知書
 - 固定資産価格等登録通知書
 - 平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者
 - 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第194号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0106-12021

- 1 保険者
 - 亀岡市（26-007-5）
 - 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 - 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 - 平成27年10月2日

「揭示済」

亀岡市告示第195号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項の規定により、平成27年9月30日に地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を行わせることとした。

平成27年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第196号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年10月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成27年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第197号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01307	檀又8号線	亀岡市余部町檀又14番の1先	亀岡市余部町檀又10番の1先
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島9番先	亀岡市保津町下中島12番の4先
06077	斉ノ神薄井線	亀岡市葎田野町佐伯薄井21番の1先	亀岡市葎田野町佐伯斉ノ神12番先
06078	佐伯玉泉線	亀岡市葎田野町佐伯河原ノ辻8番先	亀岡市葎田野町佐伯玉泉52番先
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葎田野町佐伯浦亦24番の1先	亀岡市葎田野町芦ノ山流田5番の5先
09037	湯ノ花橋線	亀岡市宮前町猪倉椿原23番先	亀岡市本梅町平松湯ノ花5番の2先
12134	日吉台7号線	亀岡市千代川町小林西芝84番の8先	亀岡市千代川町小林西芝84番の12先
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番の25先	亀岡市千代川町高野林西田25番の14先
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番の25先	亀岡市千代川町高野林西田12番の24先
17072	保津千歳線	亀岡市保津町小林12番の1先	亀岡市千歳町国分下ノ川7番の1先
18307	見晴53号線	亀岡市篠町見晴6丁目4番の6先	亀岡市篠町見晴6丁目4番の13先
20202	つつじヶ丘142号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目23番の1先	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目15番の13先

「揭示済」

亀岡市告示第198号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成27年10月14日から平成27年10月27日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01307	榎又8号線	亀岡市余部町榎又14番の1先	114.60m	6.00m
		亀岡市余部町榎又10番の1先		6.00m
06077	芥ノ神薄井線	亀岡市葎田野町佐伯薄井21番の1先	95.00m	3.00m
		亀岡市葎田野町佐伯芥ノ神12番先		3.50m
06078	佐伯玉泉線	亀岡市葎田野町佐伯河原ノ辻8番先	95.00m	2.20m
		亀岡市葎田野町佐伯玉泉52番先		3.30m
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葎田野町佐伯浦亦24番の1先	2,631.66m	6.95m
		亀岡市葎田野町芦ノ山流田5番の5先		34.00m
12134	日吉台7号線	亀岡市千代川町小林西芝84番の8先	24.70m	6.00m
		亀岡市千代川町小林西芝84番の12先		12.00m
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番の25先	98.56m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林西田25番の14先		7.00m
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番の25先	88.80m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林北ノ田4番の2先		6.00m
18307	見晴53号線	亀岡市篠町見晴6丁目4番の6先	50.06m	6.00m
		亀岡市篠町見晴6丁目4番の13先		12.00m
20202	つつじヶ丘142号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目23番の1先	174.19m	6.00m
		亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目15番の13先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第199号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年10月13日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成27年10月14日から平成27年10月27日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01307	榎又8号線	亀岡市余部町榎又14番の1先	114.60m	6.00m
		亀岡市余部町榎又10番の1先		6.00m
06077	芥ノ神薄井線	亀岡市葦田野町佐伯薄井21番の1先	95.00m	3.00m
		亀岡市葦田野町佐伯芥ノ神12番先		3.50m
06078	佐伯玉泉線	亀岡市葦田野町佐伯河原ノ辻8番先	95.00m	2.20m
		亀岡市葦田野町佐伯玉泉52番先		3.30m
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葦田野町佐伯浦亦24番の1先	2,631.66m	6.95m
		亀岡市葦田野町芦ノ山流田5番の5先		34.00m
12134	日吉台7号線	亀岡市千代川町小林西芝84番の8先	24.70m	6.00m
		亀岡市千代川町小林西芝84番の12先		12.00m
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番の25先	98.56m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林西田25番の14先		7.00m
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番の25先	88.80m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林北ノ田4番の2先		6.00m
18307	見晴53号線	亀岡市篠町見晴6丁目4番の6先	50.06m	6.00m
		亀岡市篠町見晴6丁目4番の13先		12.00m
20202	つつじヶ丘142号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目23番の1先	174.19m	6.00m
		亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目15番の13先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第200号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
06047	湯ノ花温泉線	亀岡市葎田野町佐伯浦亦24番の1先	亀岡市葎田野町芦ノ山流田7番の2先
06048	向条線	亀岡市葎田野町佐伯薄井22番先	亀岡市葎田野町佐伯玉泉52番先
07059	五ノ坪出ノ前線	亀岡市本梅町東加舎五ノ坪6番先	亀岡市本梅町西加舎出ノ前1番の1先
12088	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番の25先	亀岡市千代川町高野林西田25番の2先

「揭示済」

亀岡市告示第201号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年10月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成27年度第2期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成27年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年10月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0106-62017

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年10月13日

「揭示済」

亀岡市告示第203号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年10月23日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-32025

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年10月23日

「揭示済」

亀岡市告示第204号

下記の業者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の2の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業を廃止するので告示する。

平成27年10月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

事業者の住所及び氏名	亀岡市千代川町今津1丁目17-11 張本安弘
許可の番号	平成27年6月30日付 亀岡市指令環推第36号
廃止年月日	平成27年10月31日

「揭示済」

亀岡市告示第205号

下記の業者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を行ったので告示する。

平成27年10月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

事業者の氏名又は名称	株式会社 クリーンプラン 代表取締役 張本安弘
許可の番号	平成27年10月26日付 亀岡市指令環推第75号
許可期間	平成27年11月1日から平成29年6月30日

「揭示済」

亀岡市告示第206号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年10月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
繰上徴収書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第207号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年10月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類等
省 略
- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第208号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年10月30日から平成27年11月12日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 18067
- 2 路線名 森学校線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市篠町篠上西裏17番先から 亀岡市篠町森下垣内43番の1先まで	前	$\frac{2.22\text{m}}{7.26\text{m}}$	1,147.61m	
亀岡市篠町篠上西裏17番先から 亀岡市篠町森下垣内43番の1先まで	後	$\frac{2.22\text{m}}{7.26\text{m}}$	1,147.61m	

「揭示済」

亀岡市告示第209号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年10月29日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年10月30日から平成27年11月12日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 18067
- 2 路線名 森学校線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市篠町篠上西裏17番先から 亀岡市篠町森下垣内43番の1先まで	2.22m 7.26m	1,147.61m	

「揭示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年10月29日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 10台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「掲示済」

訓 令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する訓令

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程（平成28年亀岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「福祉事務所の長」を「福祉事務所長」に改め、同項第1号中「別記第1号様式。」を削り、同項第2号中「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（受付処理簿）

第4条 受付処理簿は、特別障害者手当等に関して提出のあった書類を日単位の受付順に整理するものとする。

（受給者台帳）

第5条 受給者台帳は、受給資格の認定順に認定番号を附して整理するものとする。

第10条第4号中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第11条第1項第4号中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、同項第5号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設

設」に、「第26条の2第2号」を「第26条の2第3号」に改め、同条第4項を削る。

第12条第1項第4号中「の認定状況欄」を削り、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同項第4号中「の備考欄」を削る。

第13条第3号中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第15条第2号エ中「別記第8号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第16条第2号を次のように改める。

(2) 受給者台帳に所要事項を記入するとともに、停止期間欄に支給停止期間を記入すること。

第16条第4号中「別記第8号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第17条第3項第3号中「別記第9号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第19条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 受給者台帳に「有期認定」と記入するとともに、診断書等の有効期限欄に再認定が必要と認められる時期を経過後の直近の1月、4月、7月又は10月のいずれかの年月を記入すること。

(2) 認定通知書の診断書認定結果欄に「有期認定」と記入するとともに、有期認定期日（当該月の末日）を記入し、次期診断書提出期日欄にも、有期認定期日を記入すること。

第19条第2項第2号中「の認定状況欄」を削り、同項第3号中「別記第10号様式」を「別記第8号様式」に改め、同号ウ及びエ中「の備考欄」を削り、同条第3項第2号中「別記第11号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第21条及び第22条中「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第23条第1項中「別記第13号様式」を「別記第11号様式」に、「別記第14号様式」を「別記第12号様式」に改め、同項第1号中「受給資格喪失欄」を「資格消滅年月日欄」に改める。

第23条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 受給者台帳の資格消滅年月日欄に当該所要事項を記入すること。
- (2) 受給者台帳の支払記録の支給額欄に未支払手当の合計額を記入すること。

第23条第2項第3号中「別記第15号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第27条を次のように改める。

(支払後の整理)

第27条 手当の支払が完了したときは、速やかに受給者台帳の手当支払記録欄に振込年月日及び支給額を記入するものとする。

第28条各号を次のように改める。

- (1) 手当支払記録欄の追加又は減額支給を行うべき支払期の支給額欄に支払調整後の支給総額を記入するとともに、調整額欄に調整総額及び事由を記入すること。
- (2) 減額調整を行う場合で、減額すべき額が次期支払期に係る支給額（以下「次期支給額」という。）以上であるときは次によること。

ア 減額すべき額が次期支給額と同額であるときは、次期支払期に係る支給額欄は「0」と記入し、同振込年月日を横線で抹消すること。

イ 減額すべき額が次期支給額を超えたときは、当該次期支払期については、支給額欄に「0」と記入し、同振込年月日を横線で抹消するとともに、次期支払期の次の支払期欄については、前号の規定の例により記入すること。

別記第1号様式から別記第13号様式までを

次のように改める。

第3号様式(第12条関係)

年 月 日

様

亀岡市福祉事務所長

手当認定通知書

手当の受給資格について

年 月 日付で請求のありました
ては、下記のとおり認定しましたので通知します。

認定番号	
受給者氏名	
受給者住所	
支給手当月額	円 支給開始年月 から
有期認定	次回診断書提出 まで
支払場所	金融機関名 口座番号

- 1 手当は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなります。
 - 2 また、支払日は、当該支払月の5日(土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その直前の日曜日等でない日)となります。
 - 3 この手当等を受けるには、毎年8月11日から30日の間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
 - 4 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。施設入所をしたり、障害を理由とする年金を受給した場合等、受給資格がなくなった場合は、直ちに福祉事務所に届けてください。
 - 5 特別障害者手当を受給される方は、病院又は診療所へ3箇月以上入院した場合、受給資格がなくなります。
 - 6 有期認定を受けた方は、次期診断書提出期までに必ず新たな診断書を提出してください。診断書が期日までに提出されない時は、その翌月から手当を受給することができなくなります。
 - 7 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。
 - 8 この処分(取消し)を求めた訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります)、提起することができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式(第13条関係)

年 月 日

様

亀岡市福祉事務所長

手当認定請求却下通知書

年 月 日付けで
却下しましたので通知します。 手当の認定請求がありました。下記のとおりに

氏名	
住所	
却下した理由	

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。

この処分(取消し)を求めた訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することもできます。

- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式（第15条関係）

年 月 日

様

亀岡市福祉事務所長

手当支給停止解除通知書

あなたの
通知します。 手当については、下記のとおり支給停止解除しましたので

認定番号	
氏名	
住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の年月	

この支給停止解除に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6号様式（第16条関係）

年 月 日

様

亀岡市福祉事務所長

手当支給停止通知書

あなたの
します。 手当については、下記のとおり支給停止しましたので通知

認定番号	
氏名	
住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	

この支給停止に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ④ 支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月11日から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

第8号様式(第19条関係)

手当 再認定通知書			
受給者番号			
氏名			
住所			
診断結果 認定結果		次期診断書 提出期日	
	円		支給開始年月
支給手当月額			

手当の受給資格については、再審査の結果、上記のとおり認定しましたので通知します。

年 月 日

亀岡市福祉事務所長

様

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

第7号様式(第17条関係)

障害児福祉手当 被災非該当通知書	
特別障害者手当 経過的福祉手当	
氏名	
住所	
被災状況 非該当の理由	

年月日付けで被災状況書の提出がありました。上記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を控えた後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

亀岡市福祉事務所長

様

◎ 翌年8月以降について再び
 障害児福祉手当
 特別障害者手当
 経過的福祉手当
 を受けようとするときは、翌年の8月
 経過的福祉手当

11日から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

第9号様式（第19条、第23条関係）

年 月 日

様

亀岡市福祉事務所長

手当資格喪失通知書

下記のとおり 手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

認定番号	
受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなつた理由	
支給資格がなくなつた日	年 月 日

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1 障害児福祉手当・特別障害者手当は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。

また、支払日は、当該支払月の5日（土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その直前の日曜日等でない日）となります。

2 この手当等を受けるには、毎年8月1日から30日の間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。

3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。

4 施設入所をしたり、障害を理由とする年金を受給した場合等、受給資格がなくなつた時は、直ちに福祉事務所に届けてください。

5 特別障害者手当を受給される方は、病院又は診療所へ3箇月以上入院した場合、受給資格がなくなつたので、直ちに福祉事務所に届けてください。

6 有期認定を受けた方は、次期診断書提出期日までに必ず新たな診断書を提出していただきます。診断書が期日までに提出されない時は、その翌月分から手当を受けることができなくなります。

7 この再認定に不服があるときは、この通知書を受けた翌日から起算して60日以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。

8 この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府知事となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第11号様式(第23条関係)

障害児福祉手当 特別障害者手当 経過的福祉手当		氏名 住所		変更届	
変更前	(ふりがな) 受給資格者の氏名 住所				
変更後	(ふりがな) 受給資格者の氏名 住所	年 月 日	理由		

上記のとおり 氏名住所 を変更したので届け出ます。

年 月 日

住所 氏名 ⑩

(宛先) 亀岡市福祉事務所長

第11号様式(第23条関係)

障害児福祉手当 特別障害者手当 経過的福祉手当		氏名 住所		資格喪失届	
変更前	(ふりがな) 受給資格者の氏名 住所				
変更後	(ふりがな) 受給資格者の氏名 住所	年 月 日	理由		

上記のとおり、 手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

年 月 日

氏名

(宛先) 亀岡市福祉事務所長

※住所等の変更に伴い、支払口座を変更するときは、下欄に御指定ください。

口座開設 場所及び 預金種別	口座名義
----------------------	------

第12号様式 (第23条関係)

手当 死亡届 _____	
(ふりがな)	
受給資格者氏名	
住 所	
死亡年月日	年 月 日

上記のとおり、受給資格者が死亡したので届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名
(死亡した者との続柄)
ⓧ)

(宛先) 亀岡市福祉事務所長

第13号様式 (第23条関係)

障害児福祉手当 特別障害者手当 未支払請求書 経過的福祉手当 _____			
(ふりがな)		死亡日	年 月 日
死亡した受給者氏名			
住 所			
未支払期間			
未支払金額			円
支払方法	口座開設 場所及び 預金種別	口座名義	

(障害児福祉手当
特別障害者手当
経過的福祉手当)
上記の未支払分の
を支給してください。

年 月 日

住 所
氏 名
(受給者との続柄)
ⓧ)

(宛先) 亀岡市福祉事務所長

※受付年月日			
※番 査	未支払期間		担当
	未支払金額		担当

別記第14号様式及び別記第15号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第36号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成27年11月1日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成27年11月2日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成27年11月16日までにこれを申し出ることができる。

平成27年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成27年10月3日

至 平成27年11月1日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第37号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年10月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|-------------|
| (1) 工事番号 | 桂工第1号 | |
| (2) 工事名 | （仮称）保津川水辺公園整備工事（その1） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事面積 | A = 23,000㎡ |
| | 施設準備工 | 1式 |
| | 敷地造成工 | 1式 |
| | 雨水排水設備工 | |
| | 集水U型側溝 | L = 328.7m |
| | 素掘側溝 | L = 260.7m |
| | コルゲート側溝500×500（U字フリューム） | L = 19.0m |
| | 雨水排水管φ300（CSB管） | L = 4.6m |
| | 集水樹 | N = 3箇所 |
| | グラウンド・コート舗装工 | |
| | 土系舗装（真砂土） | A = 22,730㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 75,658,320円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 70,054,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成28年2月29日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |

- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年10月14日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年10月14日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年10月20日（火） 午前9時から午後5時まで 平成27年10月21日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年10月23日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年10月19日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年10月26日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年10月28日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年11月2日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年11月4日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年11月5日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第38号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年10月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年10月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第39号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和58年亀岡市条例第24号）第2条の規定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。当該原案について意見がある利害関係人は、

縦覧期間の初日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間、亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成27年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類
地区計画
- 2 名称
篠町篠向谷地区地区計画
- 3 位置
亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
平成27年10月30日から
平成27年11月13日まで
- 6 意見の提出期間
平成27年10月30日から
平成27年11月20日まで

「揭示済」

亀岡市公告第40号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和58年亀岡市条例第24号）第2条の規定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。
当該原案について意見がある利害関係人は、縦覧期間の初日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間、亀

岡市長に意見書を提出することができる。

平成27年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類
地区計画
- 2 名称
中矢田町才ノ溝地区地区計画
- 3 位置
亀岡市中矢田町才ノ溝、馬場ノ溝並びに上矢田町下垣内の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
平成27年10月30日から
平成27年11月13日まで
- 6 意見の提出期間
平成27年10月30日から
平成27年11月20日まで

「揭示済」

亀岡市公告第41号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和58年亀岡市条例第24号）第2条の規定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。
当該原案について意見がある利害関係人は、縦覧期間の初日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間、亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成27年10月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類
地区計画
- 2 名称
篠町篠牧田地区地区計画
- 3 位置
亀岡市篠町夕日ヶ丘三丁目並びに篠牧田の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
平成27年10月30日から
平成27年11月13日まで
- 6 意見の提出期間
平成27年10月30日から
平成27年11月20日まで

「揭示済」

任免及び辞令

大石裕之
 亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
 任期は平成29年3月31日までとします

樋垣泰伸
 上原久和
 佐藤俊之
 東原博司
 (各 通)
 佐野由美子

中川喜よ美
 栗林高宏
 辰巳哲也
 木崎眞子
 亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱します

金川貴博
 赤間 將
 廣瀬義直
 村山修一
 中村昌博
 杜 恵美子
 石垣宏文
 (各 通)
 亀岡権四郎

吉瀬澄子
 直木初枝
 村山起久子
 北川さおり
 松橋奈津子
 山下正己
 石山秀和
 亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
 任期は平成29年9月30日までとします

平成27年10月1日

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第6号

庁中一般

亀岡市学校給食調理・配送等業務委託事業者
選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年10月3日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市学校給食調理・配送等業務
委託事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 亀岡市立学校給食センターにおける学校給食調理・配送等の業務を委託するに当たり、委託業者の適格性を審査し、総合的に審査判定のうえ厳正かつ公平に選定するため、亀岡市学校給食調理・配送等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 資料に基づき、委託業者の適格性について調査及び審議し、選定すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員長は、会務を総理し、教育長

をもって充てる。

3 委員会の副委員長は、委員長を補佐し、学校給食センター運営委員会委員長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育部次長
- (4) 学校教育課長
- (5) 契約検査課長
- (6) 学校給食センター運営委員会委員長
- (7) 学校給食センター運営委員会副委員長
- (8) 小学校長会会長
- (9) 栄養教諭
- (10) その他市長が必要と認める者
(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開しないものとする。

4 委員長は、必要があると認めたときは委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校給食センターにおいて行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月3日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第64号

平成27年11月1日執行予定の亀岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成27年10月14日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第65号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

平成27年10月14日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第66号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年10月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成27年10月25日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第67号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年10月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1, 473人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第68号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年10月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24, 544人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第69号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年10月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12, 272人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第70号

亀岡市長選挙の期日を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

選挙の期日 平成27年11月1日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第71号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

選挙長	省略	野崎千恵子
同職務代理者	省略	岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第72号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市選挙管理委員会事務局
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第73号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市長選挙
9,064,200円

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第74号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市長選挙

街頭演説用標旗

白地に黒色の文字

街頭演説用腕章

白地に黒色の文字

自動車の乗員用腕章

白地に黒色の文字

自動車の表示板

白地（木板）に黒色の文字

拡声機の表示板

白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第75号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

(表)

(裏)

<p>候補者氏名</p>	<p>平成27年執行 亀岡市長選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>亀岡市選挙管理委員会之印</p>
--------------	---

(表)

(裏)

<p>点字投票</p>	<p>平成27年執行 亀岡市長選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名を一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>亀岡市選挙管理委員会之印</p>
-------------	---

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第76号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第77号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成27年11月1日執行 亀岡市長選挙
 期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成27年10月26日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成27年10月27日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成27年10月28日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
平成27年10月29日	岩崎多良	省略	岡野宗忠	省略
平成27年10月30日	岡野宗忠	省略	野崎千恵子	省略
平成27年10月31日	野崎千恵子	省略	八田成雄	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第78号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蒔田野生涯学習センター	亀岡市蒔田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市蒔田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第79号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成27年11月1日 亀岡市長選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	伊藤三春	省略	服部哲也	省略
	2	武内政一	省略	門下研也	省略
東別院	3	今井淳喜	省略	伴田恵	省略
西別院	5	柴田高志	省略	齋田善弘	省略
	6	北條孝造	省略	川田昌亮	省略
曾我部	7	入江賢司	省略	今西恵一	省略
	8	齋田雄一	省略	谷口裕	省略
吉川	9	大西英明	省略	子安恵美子	省略
穂田野	10	松本喜久雄	省略	山崎浩久	省略
	11	栗山博一	省略	坂田泰孝	省略
本梅	12	川勝貢	省略	数井智之	省略
	13	加舎貞夫	省略	森敏郎	省略
畑野	14	大村正明	省略	齋藤和則	省略
	15	谷口文雄	省略	樋口竜次	省略
宮前	16	岡本裕治	省略	岩城光太	省略
	17	森隆治	省略	三宅晃圓	省略
	18	並河豊喜	省略	西田貴弘	省略
大井	19	山本健二	省略	三宅敦史	省略
	20	牧野洋一	省略	中川秀和	省略
千代川	21	尾池正紀	省略	山口悟史	省略
	22	山内茂雄	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	河原康雄	省略	橋本泰典	省略
	24	林助朝	省略	相原稔	省略
	25	堤義典	省略	中野明之	省略
旭	26	平井厚生	省略	平井好子	省略
	27	人見洋一	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	橋本秀行	省略	吉田千春	省略
	29	廣瀬正春	省略	廣瀬直人	省略
	30	中村昌博	省略	安藤美佳	省略
河原林	31	川本利三	省略	平井透	省略
	32	上田政行	省略	桂明仁	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	桂和裕	省略
東本梅	35	奥村保幸	省略	中川満智	省略
	36	中西顯	省略	井内康博	省略
篠	37	藤田修	省略	藤本祥之	省略
篠・東つじ	38	三浦正昭	省略	山内剛	省略
西つじ	39	宮崎友市	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	佐々邦昭	省略	人見真司	省略
篠	41	山本巖	省略	細江豊隆	省略
南つじ	42	西野秀一	省略	名倉真也	省略
東別院	43	西基孝雄	省略	鎌江裕	省略
篠	44	坂田昭洋	省略	木村公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第80号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 ガレリアかめおか
 亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 日 時 平成27年11月1日
 午後9時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第81号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第82号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成27年10月25日とする。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第83号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年10月25日
 午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第84号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年10月25日
午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第85号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年10月29日
午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第86号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

政治活動用自動車の表示板
白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第87号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印を次のように定める。

平成27年10月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市選挙管理委員会規程（昭和30年亀岡市選挙管理委員会告示第2号）第19条で定める亀岡市選挙管理委員会の印

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第88号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

平成27年10月26日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第20投票区	省略	山本善也	省略	牧野洋一

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第89号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙においては、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による選挙立会人を定めるくじは、行わない。

平成27年10月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する規程

亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱(昭和62年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「もつて」を「もって」に改める。

第8条中「あつた」を「あった」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、データ伝送で口座振替を依頼するときは、口座振替指定日の4営業日前までに取扱金融機関に送信するものとする。

第9条の2(見出しを含む。)中「電磁的記録」を「電磁的記録等」に改める。

第10条中「引渡し」の次に「又はデータ伝送による請求明細の送信」を加える。

第11条中「よつて」を「よって」に改め、同条に次の1項を加える。

3 取扱金融機関は、データ伝送によって水道料金等を振り替えた場合は、振替結果を収録したデータを振替後2営業日目までに市へ送信するものとする。

第13条第2項中「なつた」を「なった」に

改める。

第14条及び第15条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第17条中「納付されなかつた」を「納付されなかった」に改める。

第19条中「電磁的記録」を「電磁的記録等」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

亀岡市水道料金等口座振替申込書

振替を申し込む料金	
1	上下水道料金
2	簡易水道料金等

(宛先) 亀岡市長

(○印を付けてください。)

(金融機関への依頼内容)

預 金 口 座	フリガナ	2枚目に 押印して ください。	銀行・金庫 農協・組合		支店 支所	
	預金者名		金融機関コード			
			店番			
			番号			
	預金種目	1 普通	2 当座			
	口座番号					

新規	変更	取消	振替日	亀岡市の指定する日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
----	----	----	-----	----------------------------

取扱金融機関 _____ _____ _____	金融機関 使用欄
-----------------------------------	-------------

私は、水道料金等を口座振替により支払うこととし、上記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求は上記の金融機関に対して行ってください。万一、振替指定日において、預金残高不足等の事由により納入できなかった水道料金等は、改めて金融機関の窓口で納付書により納付します。
 なお、振替不能が連続して3期以上続いた場合は、個人納付に変更されても異議を申し立てません。

フリガナ		使用者	○
使用者氏名		申込印	
給排水設備設置場所	亀岡市		
水栓番号		電話番号	() -

*1 水栓番号は、水道料金納入通知書で確かめて記入してください。
 *2 当該取扱いにおいて口座振替済となった場合は、領収書の交付に代えて口座振替済通知書で通知します。

別記第1号様式の2中「別記」を削り、「様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第2号様式中

「

振替日	亀岡市の指定する日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
-----	----------------------------

 」

を

「

新規	変更	取消	振替日	亀岡市の指定する日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
----	----	----	-----	----------------------------

 」

に改める。

別記第2号様式の2、別記第4号様式の2及び別記第6号様式の2中「別記」を削る。

別記第8号様式中「様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第8号様式の2中「別記」を削り、「様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第2号

平成27年10月14日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成28年7月31日までとする。

平成27年10月19日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

1

「揭示済」